

厚木市立老人憩の家条例の一部改正に係る意見交換会について

意見交換会の名称	厚木市立老人憩の家条例の一部改正に係る意見交換会	
開催日時	令和8年2月 19 日(木)午後7時から午後7時 40 分まで	
開催場所	厚木市役所第二庁舎 16 階会議室	
参加者数	13 人	
担当課	福祉総合支援課	
結果公開日	令和8年3月9日(月)	
会議の経過	1 開会 2 部長挨拶 3 条例(案)の概要説明 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	条例の設置目的について改正を予定されているが、改正内容(案)は事務局で考えられたのか。	設置目的については事務局で考えた案を基に、市で方向性を検討したものを記載しております。 また、市の文書法制を担当する課に確認を取っております。
2	「老人」をとってしまうことで地域の老人が使いづらい施設にはならないか。	平成 20 年に条例改正を行い、既に誰でも使える施設になっており、施設名称から「老人」を取ることで、高齢者が使いづらくなるとは考えておりません。
3	改正(施設名称変更)の考え方に、これまで長年にわたり親しまれてきた「老人憩の家」という名称を継承し、と記載があるが「継承」とはどういう意味か。	老人憩の家という名称を全く異なる名称にしてしまうと、利用者が混乱してしまうことが考えられることから、現在も憩の家と呼ばれ使用されていることに鑑み、親しまれてきた名称を「継承」させていただくという意味合いです。

4	他市町村では「老人憩の家」という名称で施設が存続しているかと思うが、「老人」とすることで問題はないのか。	老人憩の家という名称を使用している自治体もありますが、使用していない自治体もあります。 厚木市では平成 20 年に条例を改正し、高齢者だけでなく、誰でも利用できる施設となっており、現状に合わせる名称に改正していくため、問題はありません
5	意見用紙の書き方について、住所、連絡先は個人のを記入するのでしょうか。	意見について確認が必要な場合、連絡を取る必要がありますので住所、連絡先は個人のを御記入お願いします。
6	憩の家の名称を「憩の家」から「いこいの家」とひらがなにした理由はなぜか。	「いこいの家」とひらがなにすることにより、誰にでも分かりやすい表記で、親しみやすく読み間違えることも少なくなるものと考えております。 また、現在愛称をつけて管理する憩の家が6施設あり、そのうち5施設はひらがなで「いこいの家」と愛称をつけております。
7	名称、設置目的以外で改正する内容はないのか精査されたか。	今のところ、今回の改正内容以外の改正は必要ないものと考えております。
8	名称は、平成 20 年に変えておけばよかったと思うのですが、なぜこのタイミングで改正なのか。	老人憩の家という名称に愛着があり、変更しないで欲しいという御意見もあり、名称の変更は行なわなかったものです。 現在は名称を変更してほしいとの声が大きくなってきており、利用対象者と異なる名称であるため、名称の改正を行うものです。
9	利用者の集計について、年代分けでの集計は不要になるのか。	どの世代が使用しているか把握させていただきたい状況もありますので、今後の相談・検討とさせていただきます。
10	憩の家の看板は名称変更に伴い変更となるのか。 また、看板は42館一斉に変更するのか。	名称変更に伴い、憩の家の看板についても変更します。 看板変更は一斉にではなく、順次おこなっていく予定です。
11	若い人の利用が少ないのが実情である。 多くの利用者に利用していただきたい。	皆様が安心して利用できる施設管理を行っていきます。
12	看板の入換えはいつなのか。	条例施行後に順次実施していきます。